

政府土族授産政策と小野田セメント

序

小野田セメント⁽¹⁾は、明治一四年(一八八一)五月、現在山口県小野田市に設立された我国最初の民間セメント製造企業であった。同時に、同社は、政府が土族授産政策として最も強力に推進した土族授産金の貸付けをうけて設立された土族授産企業であった。このような土族授産企業のなかで、設立当初から工場制生産様式を採用した近代的企業としては、小野田セメントを含めて、広島紡績会社(明治一四年設立)、岡山紡績会社(同一六年設立)、名古屋電燈会社(同一〇年設立)の四社が挙げられる。⁽²⁾これら四社のうち、会社設立・工場建設・創業期の営業活動等について、企業と土族授産金貸付けを

中心とした政府土族授産政策との関連を最も純粹な形で考察しうるのは小野田セメントであり、その意味において、同社は代表的な土族授産企業であったといえる。⁽³⁾

一方、政府土族授産政策が資本主義早期育成を目的とした殖産興業政策の一端を担っていたことは既に明らかにされているが、それが現実の産業資本において如何に具体的に結実していったのか、あるいはしえなかったのかを示す研究は少ない。⁽⁴⁾そこで、本稿では、土族授産企業の中でも代表的な近代的企業であった小野田セメントの会社設立・工場建設・創業期の営業活動等について、土族授産金貸付けを中心とした政府土族授産政策が具体的にどのような役割を果たしていたのかを、企業の側から明らかとすることを課題とした。⁽⁵⁾

米倉 誠一郎

- (1) 現在の小野田セメント株式会社は、明治一四年(一八八一)、「セメント製造会社」として設立された。その後、明治二四年、有任小野田セメント製造株式会社、同二六年、小野田セメント製造株式会社、そして昭和二六年(一九五〇)、小野田セメント株式会社、と社名が改称されている。よって、小野田セメントとは、これらの社名を総称したものである。
- (2) 設立当初から機械体系を備えた工場制生産様式を採用した土族授産企業で資料上確認されるのは、現在のところこの四社である。
- (3) これらの四社のうち、広島紡績会社の第一工場は政府官営工場が払下げられたものであり、また第二工場も官営工場建設スタッフが建設したものであった。また、岡山紡績会社の場合は、既存の紡績会社に政府土族授産金の貸付けをうけた土族の団体が資本参加したものであった。名古屋電燈会社については、営業開始以前に政府土族授産金の償還が政府によって決定され、償還がなされている。こうした諸点を考慮すると、以後本論で検討するように、小野田セメントは政府土族授産政策との関連を最も純粋に考察しうる近代的土族授産企業であった。(広島・岡山紡績会社については、絹川太一『本邦綿絲紡績史』、第三卷、社団法人日本綿業倶楽部、一九三八年、名古屋電燈会社については、『未定稿本 名古屋電燈株式会社』、を参考とした。)

- (4) 吉川秀造『全訂土族授産の研究』、有斐閣、一九四四年、一〇五—一〇九頁。

- (5) 土族授産政策については、その成否の評価が対立したままとなっているなど、未だ解決されていない問題が多く、個別具体的な研究の要請がなされている(榊西光速「秩祿処分と土族授産」、歴史学研究会編『明治維新研究講座四』、平凡社、二五七頁、石塚裕道『日本資本主義成立史研究』、吉川弘文館、一四九頁)。それをうけて、安藤精一「福岡県の土族授産」、宮本又次編『商品流通の史的的研究』、ミネルヴァ書房、等があるが、史料紹介にとどまり、「企業そのものの経営史的研究」(同書、三八六頁)に至っていない。なお、小野田セメントについては、藤津清治氏が「近代企業確立史」の観点から既に数多くの論稿を発表している。本稿は、それらの成果をふまえつつ、土族授産政策を媒介とした「政府と企業」の観点から改めて同社の分析を試みたものである。

一 小野田セメントの設立と土族授産金

小野田セメント設立の中心となり、同社設立から明治三四年(一九〇一)まで社長をつとめた笠井順八は萩藩出身の土族であり、幕末には藩吏として藩の会計・財政等に関する役職についていた。⁽¹⁾ 廃藩置県後は山口県吏と

なり、明治六年（一八七三）、山口県庁内に勸業局が設置されると、それまでの手腕をかわれて局長に任ぜられ、県下の土族授産と農商における物産の振興を実現しようとした。⁽²⁾しかし翌七年、勸業局の運営方針・資本金の帰属等をめぐって、土族と農商の対立が深刻化すると、政治的混乱を懸念する木戸孝允、井上馨らの指導下で、同局は、土族のための土族授産局（後に土族就産所と改称）と農商のための協同会社に分裂させられた。⁽³⁾この分裂に強く反対してきた笠井は、山口県吏としての仕事に限界を感じ、「民間ニテ何か事業ヲ発起セント堅ク決心」⁽⁴⁾して、山口県吏を辞職した。その後明治一二年（一八七九）頃、彼は工部省深川工作分局すなわち官営深川セメント工場の存在を知り、セメント事業に強い関心を抱くに至った。そこで彼は、勸業局の分裂を通じて面識を得た当時参議兼工部卿井上馨の助力によって、官営セメント工場でセメント製造について研究する機会を得た。その結果、彼はセメント事業を発起することを決意し、井上の助言によって、その資本調達を政府土族授産金に求めることとしたのであった。⁽⁵⁾

さて、土族授産金とは、禄制処分によって困窮化した

土族の団体・結社等が農工商各種の事業を発起するにあたって、政府が資金を寛大なる条件で貸付けたものであり、政府土族授産政策においては最も力が注がれ、広汎にわたった施策であった。この貸付けは、明治一二年（一八七九）三月から同二三年（一八九〇）三月にわたって実施され、その総額は約五二五万円に達したとい⁽⁶⁾。

笠井は井上の賛同を得ると、土族授産金を借入れるために土族三八名の同志を募り、『就産金拝借願』⁽⁷⁾を政府に提出し、六一、六〇〇円の借入れを申請した。この内訳は、機械設備建物土地代三一、六〇〇円と半年間の原料費を含む運転資本三〇、〇〇〇円であった。抵当には、禄制廃止後、明治一年（一八七八）から土族に交付された金禄公債中最も交付率が高かった七分利付金禄公債八八、〇〇〇円を充てることとされた。抵当額が八八、〇〇〇円であった理由は、当時公債の市価が値下りして、七分利付金禄公債の市価が額面の七割程度に当たっていたためである（八八、〇〇〇×〇・七＝六一、六〇〇）。また、この公債は、七分利付金禄公債額面五〇〇円に対して設立される会社の株券一株を発行し、一、七六〇株の株主を土族から募集して調達されることとされた。土族授

生金の借入条件は、最初の五年間を元金無利据置、六年目より年利四%の一五年賦による償還を申請した。

政府はこの申請に対して、明治一三年（一八八〇）八月に申請額を二五、〇〇〇円に減額し、その他の条件は申請通りとして貸付けを許可した。減額された理由は、この年に山口県で貸付けられた授産金の総額が、この貸付金を含めて七万円となり、全国第四位にあたっていたため、各府県のバランスを考慮したためと考えられる。次に、抵当・借入条件が申請通り許可されたことについて検討を行なっておこう。まず、授産金貸付けにあたって、政府は原則的に抵当を差出させることとしていたが、無抵当の貸付けも数多く許可されていたことより、同社の七分利付金禄公債による抵当は審査の段階で全く問題とならなかつたと考えられる。次に、五カ年元金無利据置、六年目より年利四%の一五年賦償還という借入条件は、政府が貸付方法の内規として定めた『勸業資金貸渡内規』⁽¹⁾の製造事業部門の貸付条件、「据置年限三カ年以内、返納年限五カ年以内」に比較すると緩やかといえるが、実際上の政府貸付条件はこの内規より一層寛大であったことが明らかにされており、特に同社に限られた措

置ではなかつた。

さて、政府士族授産金が二五、〇〇〇円に減額されたため、笠井らは当面必要な資金を四〇、〇〇〇円と見積り、七分利付金禄公債五七、一五〇円（一、一四三株）を県下の士族から募集した。募集額が五七、一五〇円であった理由は前述の理由による（五七、一五〇×〇・七〇〇五）⁽²⁾。こうして、小野田セメントは会社設立資金の一部として士族授産金を借入れ、公債出資による変則的な株式会社として、明治一四年（一八八一）五月に山口県から設立許可をうけたのであった。

(1) 笠井順八の履歴については、「贈位ニ関スル取調ノ件―郡長取調書 知事官房」、山口県文書館所蔵に記載されているほか、詳しい研究として、藤津清治「セメント製造会社設立発起前史」、『ビジネスレビュー』第一四卷第三号があるので参照されたい。

(2) 「勸業局ノ設廢・協同会社ノ成立・地租引当米ノ顛末取調書」、『井上馨関係文書』、国立国会図書館憲政資料室所蔵。

(3) 勸業局分裂については、丹羽邦男『明治維新の土地交革』、御茶の水書房、一九七八年、小林茂『長州藩明治維新史研究』、未来社、一九六八年などを参照した。

(4) 『笠井順八氏直話筆記』(以下『直話筆記』)、小野田セメント株式会社本社所蔵。

(5) 当時笠井は井上の薦めによって、皇居造営に備えて大理石の採掘事業の調査を行なっていた。その後、彼は井上の助力を得てセメント事業を発起するに至るのだが、その間の経過を『直話筆記』は、「東京へ出て井上サンニ遭フテ(セメント事業について)米倉)色々咄シタ処ガ、井上サンモソレデハ大理石ノ方デハ職工ヲ美術学校へ入レ、セメントノ方デハ深川工作分局へ参リ能ク研究シテ見タラヨカロト云フコトニナリマシタカラ工作分局ニ遣入り色々研究ヲ始メマシタガ、分局デハ原料ノ石灰石ハ四国、石灰ハ九州カラ供給ヲ仰グト云フ不便ガアリマシガ、此ノ小野田ハ石灰ハ手許ニアリ、原料石灰石モ対岸ニアレバ、将来大キニ見込アルコトヲ宇都宮大技長へ咄シタラ、宇都宮サンモ大井ニ賛成セラレ、從テ万事懇切ニ教示サレマシタ。故ニ其旨ヲ井上サンニ復命シタラ井上サンモソ云フ訳ナラ大理石ノ金策ヲ軋ジテセメントノ方デ拝借金ヲ願フコト、ナリ」と述べている。

(6) 吉川秀造『全訂士族授産の研究』、有斐閣、一九四四年一六五頁以下参照。

(7) 井田幸治編『小野田セメント製造株式会社創業五〇年史』(以下『五〇年史』)、小野田セメント製造株式会社、一九三一年、三六一—四一頁所収。ここで、就産金とあるのは、授産金を士族の側から能動的に解釈したためである。

(8) 『明治前期財政経済資料集成』第八卷 改造社、一九三三年、二五八頁によると、発行された五分、六分、七分、一割利付金債公債のうち七分利付公債は全発行額の約八四%を占めている。

(9) 石塚裕道『日本資本主義成立史研究』、吉川弘文館、一九七二年、一三九頁。

(10) 吉川前掲書の附録(一)「士族授産金貸付表」、には多くの無抵当による貸付例が記されている。

(11) 同書一八七—一八九頁所収。

(12) 同書一八九頁には、政府の貸付条件がこの内規より一層寛大であったことが記されている。また、同年山口県下の覇城会社(帆船製造、物品海上輸送業)への授産金三万円、の貸付条件も、五カ年元金無利据置、年利四%の一五年賦償還であった(同書五六—一頁)。

(13) 同社の公債出資は、公債の所有権を株主に残したまま、その公債を抵当として借入金を行なう権限を会社に委任するといった変則的な出資形態であった。従って、公債から生じる年七%の利子は株主の所得となった。こうした変則的な出資形態が採用された理由は、セメント製造という未知の産業における株主募集を容易にするためと、当時金債公債の最も一般的な投資先であった国立銀行に比較して、株主の不利にならないことが配慮されたためである。この変則性についての詳しい研究は、藤津清治「セメント製造会社と株式会社」、山城章先生退官記念論文集編集委員会

編『経営と管理』、中央経済社、があるので参照されたい。

二 工場建設と技術指導

小野田セメントと政府士族授産政策の関連の中心にあるのは士族授産金である。しかし、それは単に同社が士族授産金を借入れたことのみにとどまらず、殖産興業政策の一端を担った士族授産政策が目的とした近代的産業の育成における、政府と企業との関連を包括するものであった。ここでは、そうした観点から、同社の工場建設と政府の技術指導について考察することとする。

前述したように、笠井は井上の配慮により官営セメント工場において、同じく萩藩出身の士族荒川佐兵衛⁽¹⁾とともにセメント製造に関する研究を行っていた。その間、彼らは官営工場の興業費概算表⁽²⁾を作成し、その比較のうえで同社工場の建設費概算を算出した。さらに、官営工場は、荒川の引率による五名の技術伝習生を受入れ、約一〇カ月の技術指導を行なうとともに、同社から派遣された大工に官営工場の図面取りを許可している⁽³⁾。こうして同社工場は明治一六年(一八八三)春にはほぼ完成した。この頃、同社は当時の工部卿佐々木高行の視察をうける

機会を得た。工部卿は工場視察後、官営工場の宇都宮三郎大技長を官費によって視察派遣することを約束した。宇都宮は同社工場に一週間滞在し、詳細な技術指導を行なっている⁽⁴⁾。

このように、同社の工場はまさに官営工場を模範として建設された。官営工場は同社のために、設備資産(興業費)の概算、技術伝習生の受入れ、そして最高技術者の派遣など多くの資料提供、技術指導を行なっている。こうした同社の工場建設に対する、官営工場の模範工場的側面の実態には注目する必要がある。とくに、セメント製造業のように移植された産業部門において、本来民間事業創始者が負うべき試行錯誤を政府官営工場が肩替りして⁽⁵⁾、より完成度を高めた一定規模の工場を模範工場として民間に普及するという実態は、官業払下げの実態とともに、後発的資本主義国家における近代的産業の育成という点で認識されなければならない。とくに、官営深川セメント工場は明治一七年(一八八四)に浅野総一郎に払下げられて浅野セメント株式会社となり、小野田セメントとともに戦前のセメント業界を二分したことを考えると、我国セメント業における官営工場の果たした

第1表 工場および工場建設用主要機器

名 称		発 注 先	代 価
動力機	公称 20 馬力蒸気機関	陸軍大阪砲兵工廠	4,750円
	蒸気機関給水用ポンプ	"	
	公称 8 馬力蒸気機関 ⁽¹⁾	工部省兵庫造船局 ⁽²⁾	(1,800円 ⁽³⁾)
作業機	攪拌機	陸軍大阪砲兵工廠	不詳
	フレットミル	"	"
	運転柄杓	"	"
	六角篩	"	"
	モルタル練機 ⁽¹⁾	工部省兵庫造船局 ⁽²⁾	備考 ⁽³⁾

出典：「第一回營業報告書」、井田幸治編『小野田セメント製造株式会社創業 50 年史』。

備考：(1) 8馬力蒸気機関はモルタル練機と組合され、セメント製造用ではなく、工場建設のみに使用された。

(2) 原典では、工部省神戸工作局となっている。

(3) この 1,800 円はモルタル練機を含む値段である。

技術的役割は非常に大きかったといえよう。さて、同社の工場建設においてももうひとつ注目すべき点は、同社工場の主要機器が、第1表に示されるように、陸軍大阪砲兵工廠に発注されていたことである。笠井らは、これらの機械類の発注にあたり、工部省赤羽工作分

局、海軍築地兵器製造所、工部省兵庫造船局、陸軍大阪砲兵工廠等で見積りを行ない、最も安価であった大阪砲兵工廠に主要機器を発注したのであった。⁽⁶⁾ 大阪砲兵工廠は当時多数の民間用蒸気機械、旋盤等を製造していたと推察され、低位にとどまっていた民間の機械器具工場の生産手段生産を代位補充して、日本資本主義発展の道を切りひらく先達となったと指摘されてきており、この指摘が同社においては確認されたわけである。

(1) 荒川佐兵衛は笠井とともに同社の発起人となり、会社設立後は技長となったが、その経歴等については不明である。

(2) 「深川工作分局セメント製造興業費概算・山口県下セメント製造興業費概算」、小野田セメント株式会社所蔵。

(3) 「セメント製造会社第一回營業報告書 明治一五年一月末」(以下「第何回營業報告書」、小野田セメント株式会社所蔵)。

(4) 前掲『直話筆記』には、

「……明治十六年春ニ至リ略ホ(工場ガ)米倉)出来タ折柄、佐々木工部卿ガ御用ヲ以テ九州地方ヘ参ラレタ故、馬関ニ於テ幸ヒ随行ノ佐藤書記官ハ同県人デアルカラ、同氏ヲ介シテ工場ノ御一覽ヲ伺ヒ出タ所、見テヤロート云フ事デ直ニ工場ヘ迎ヘテ一覽ニ供シタガ、工部卿ノ申サレルニ

ハ是ダケノ仕構ヲスルニ技師モ置カヌト云フハ余リニモ大胆デハナイカ、先ヅ宇都宮デモ呼ンデ見セタラドーカトノ仰ガアリマシタガ、自分ハソレハ誠ニヨイコトデアリマヌガ、大技長トモアル人ヲ呼ブニハ莫大ノ費用ガ入ル、今此困難シツツアル場合ナレバ、少シノ金デモ工場ヘ掛ケネバナラス場合デアルト答ヘタラ、佐々木工部卿ハ、イヤ全クイラス宇都宮ハ官ヨリ出張ヲ命ズルト云フोटドデ、間モナク宇都宮サンガ来ラレタ……(中略)……宇都宮大技長ハ一週間モ事務所ヘ泊込ミ、昼夜ノ区別ナク教示ヲ賜リ、……

と、この間の政府の援助について述べている。

(5) 深川官営工場は、明治五年頃大蔵省管轄で設立されて以来、内務省管轄、工部省管轄の下で、宇都宮を中心とした技術官僚たちによって、実験、拡張等の試行錯誤をくり返し、工部省管轄となった明治七年から同一二年までに投下された資本額(興業費・営業費・国庫補填金等)は約一七万円以上にはなっている(和田寿次郎編『浅野セメント沿革史』、浅野セメント株式会社 一九四〇年 一一九—頁)。

(6) 「第一回営業報告書」および『直話筆記』。

(7) 小山弘健「日本軍事工業発達史」、小山弘健等著『日本産業機構研究』、伊藤書店、一九四三年、七一頁。

(8) 川浦康次「殖産興業」、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史 5』、東大出版会、一九七一年、二〇六頁。

三 創業期における士族授産金の役割

明治一六年(一八八三)九月、小野田セメントは営業活動を開始し、その創業期に入った。翌一七年四月、同社は政府に対して、士族授産金二五、〇〇〇円の抵当として差出していた金禄公債と同社の工場機械設備土地との入換えを求める『御貸金抵当入換願』と、明治一八年(一八八五)八月から開始される士族授産金の償還期限延期を求める『御貸金延期願』を出願した。ここでは、これらの願書が提出されるに至った要因を分析し、この出願が政府から許可された意義を、同社の「創業期における士族授産金の役割」として考察することとする。

『御貸金抵当入換願』(以下『入換願』)とは、同社が士族授産金借入れの抵当として差出していた金禄公債額面三三、〇二五円と、同社の完成した工場機械設備土地(評価額三五、一八四円余)との抵当入換を出願したものである。この『入換願』が営業開始の約半年後に早くも提出された理由は、この段階で同社の資金繰りが行詰まっていたことによる。前述したように、同社は設立時に、

第2表 セメント製造高・出荷高表

年 度	製造高	繰 越 在 庫 高	計	出荷高	出荷率 (%)
明治 16年(9—12月)	107		107	29	(27.1)
" 17年	586	78	646	92	(13.9)
" 18年	806	572	1,378	454	(33.0)
" 19年	680	924	1,604	405	(25.2)
" 20年	1,361	1,199	2,560	1,925	(75.2)
" 21年	1,883	635	2,518	2,263	(89.9)
" 22年	2,886	255	3,141	3,481	(66.0)

出典：『セメント製造売却高附取簿』、『諸統計表』、小野田セメント株式会社所蔵。

備考：(1) 単位はトン。

(2) 繰越在庫高=合計欄-出荷高、としたため、実数とは若干の相違があると考えられる。

士族授産金六一、六〇〇円の借入れを申請した。しかし、貸付額が二五、〇〇〇円に減額されたため、当面必要な資金を四〇、〇〇〇円と見積り、公債出資五七、一五〇円を募集したのであった。ところが、明治一七年一月段階

で、同社の興業費（設備資産額）と会社設立等に要した創業入費の合計だけで四五、一一二円⁽³⁾となり、既に四万円を超過していた。同社はこの超過の段階で、増資というかたちで再び士族から公債出資をおおぐ計

画であった。しかし、『入換願』で以下のように述べているように、この増資は困難なものとなっていた。

「……（増資を『米倉』）追て募集の筈なるを以て方今之を募集せんとするに当り適々本県下士族就産の目的を以て設立せる共興社、自治社其他数多の会社続々倒産廃滅し、之が為め士族の損害を蒙るもの其の数を知らず、頗る不安の感覚を与へ一般人情愛に懲りて冷を吹き当初共進の氣力頓に挫折募集の渋滞を来せり。」

この時期は、明治一四年（一八八一）一〇月の政変以後、大隈重信にかわって大藏卿に就任した松方正義が、西南戦争以後の不換紙幣増発・インフレ激化に対して、紙幣整理・銀本位制の確立を急務とした超均衡財政、所謂松方デフレ政策を推進した時期であった。このため、金融逼迫、金利高騰、市場の狭小等によって、多くの士族授産事業が倒産し、増資が困難となっていた。しかも、第2表に示されるように、明治一六年の出荷率は二七・一%、一七年は一三・九%と非常に低く、とても配当を出せる状態ではなかった⁽⁴⁾。よって、同社は借入金による

第3表 明治17年1月の借入金、支払利息

借入先	借入額	年利	支払利息	抵当
政府士族授産金	25,000	無利据置中	0	金禄公債 33,025 金禄公債 44,535
士族就産所	24,500	$\left. \begin{array}{l} 20,000 = 10\% \\ 4,500 = 8\% \end{array} \right\}$	2,360	
山口県勸業課	6,800			
矢野清介	3,700	10%	370	
計	60,000	—	3,410	81,560 (株主以外から 23,510)
借入金抵当として借入れた金禄公債	23,510	実価の2%	329	
年支払利息合計			3,739	

出典：『自明治15年 至 同 33年 借入金一件』、小野田セメント株式会社本社所蔵。

備考：(1) 単位は円。

(2) 年利は全て単利とした。

(3) 株主以外から借入れた金禄公債の種類が不明のため実価は全て額面の7割として計算した。

資本調達をせざるをえなかったのである。第3表は、明治一七年一月の同社借入金等の様子をまとめたものである。この段階で、同社は政府以外から三五、〇〇〇円の借入金をしていうえ、この借入金の抵当とするために金禄公債二三、五一〇円を借入れていた。このため、同社は借入金と、借入金の抵当とするために借入れた公債に対して、二重の利払いをする状態となっていた。従って、同社は抵当を入換えることによって、自由に抵当として使える公債を手元に置き、二重利払いの状態から解放されるとともに、同社の経済上の信用を回復しておく必要があったのである。同時に、同社が工場等を抵当に銀行あるいは民間の私借によって資本調達をせずに、政府の抵当と入換えたことには、笠井を中心とした経営者の判断があったと考えられる。すなわち、セメント製造業を含む近代産業の育成の一端を担った士族授産政策の性格を考慮した場合、銀行等の民間における貸借関係に工場等を抵当として委ねるよりは、政府との貸借関係に委ねる方が、償還期限あるいは年利等の違約が直接に抵当物件の差押えに発展する可能性が少ないという判断が笠井らにあったと考えられる。このことは、長期貸付け

を行なう勸業銀行等が存在しなかつた当時の金融事情の考察を更に深めなければ断定はできないが、一般的に非常に寛大であつた⁽⁶⁾とされる政府士族授産政策の性格を考えると、決して根拠のない推測とはいえない。

次に、『御貸金延期願』（以可『延期願』）とは、明治一三年（一八八〇）八月から同一八年（一八八五）七月までの五年間据置かれ、同年八月から年利四％の一五年賦による士族授産金の償還期限を、更に一〇年延期して明治二八年（一八九五）八月からとすることを願したものであつた。この『延期願』が提出された理由は、セメントという新製品の需要開拓の困難性に加え、同社の創業期が松方デフレ期と重なり、同社の営業がきわめて不振となつたことによる。デフレ政策によつて当然金融は逼迫し、利子は高騰した。『入換願』では、利子支払額は「一カ年四千五百五拾円」⁽⁷⁾にのぼると述べている。また、不換紙幣整理によつて、貨幣価値が上り、国際市場においては円高となつた。そのため、輸入セメント価格が下落し、市場競争上同社の製品も当初予算からの値下げを余儀なくされて⁽⁸⁾いる。更に、デフレ下の市場狭小

は、同社の需要開拓を一層困難なものとし、出荷率は伸び悩んでいた（前掲第2表）。従つて、明治一七年四月の段階では、翌一八年八月からはじまる士族授産金二五、〇〇〇円の年利四％一五年賦償還（単利として年額約二、六六七円）はとても見込みのたつものではなかつた。よつて、同社は『入換願』とともに、償還期限の一〇年延期を申請した『延期願』を提出したのであつた。

この二通の出願に対して、政府は明治一七年七月、『入換願』はそのまま許可、『延期願』については、一〇年延期の申請を三年に短縮して許可した。この段階で、この出願が政府から許可された意義は、松方デフレ期と重なつた同社のその後の営業状態を考慮すると一層明らかとならう。まず、同社の政府以外、からの借入金は、明治一八年六月末で五八、五五八円余、一九年六月末では六四、四五九円余と増加しつづけており、⁽⁹⁾その後も苦しい資金繰りが続いたことを示している。また、明治一八年六月末の同社総支出額中、支払利子は七、三二六円余と約四二％、一九年六月末では、支払利子五、二〇八円余と約三五％を占めており、⁽¹⁰⁾一七年四月の段階で二通

の願書が許可されなかつた場合、士族授産金の償還が同社の資金繰りにとつて大きな圧迫となつたことが推察されよう。

ところで、政府のこうした措置が、小野田セメントに対する特別のものであつたのか、それとも政府士族授産政策における一般的傾向であつたのかという点について触れておこう。

抵当入換については、資料的制約⁽¹⁾上他の授産事業との比較ができないうへ、完成した工場による担保保全がなされているため、とくに寛大な措置であつたとは考えられない。しかし、前述したように、笠井らに、政府の抵当として工場等を差出しておく方が有利であるという判断があつたことは充分推察しうる。次に、償還期限の延期については、士族授産金を借入れた事業のうち八一九割⁽²⁾が延期願を換出し、また政府もこのすべてを許可したばかりか、その營業状態等によつては利子免除あるいは元金棄損等のきわめて寛大な態度でのぞんでいたことが確認されている⁽³⁾。すなわち、同社の出願が許可されたことは、同社に対する特別の措置ではなく、政府士族授産政策の一般的傾向であつたのである。

(1) 井田編『五〇年史』、六四―六五頁所収。

(2) 同書、六六―六七頁所収。

(3) 『自明治一六年
至同三四年
雜誌』、小野田セメント株式会社所蔵、
掲載の数字によつた。

(4) 事実、明治一四年五月の設立から同一八年六月末まで配当は支払われていない。但し、一八年六月末には一七年配賦金として一七年度(明治一六年七月―一七年六月)分の配当一%をさかのぼつて支払つている。

(5) 「借入金⁽¹⁾の抵当とするための米倉」此公債証書借入に付ても、数百円の謝金を要するのみならず、セメント会社の信用上に差響困苦限りなく……、と『入換願』の本文にあるように、信用上の問題もあつたのである。

(6) 吉川前掲書においても、我妻東策『明治社会政策史』、三笠書房、一九四〇年、においても、政府士族授産政策の寛大さについては共通の認識が示されている。また本稿自体もその例証となる筈である。

(7) 前掲第3表の試算では、同社の年間利子支払額は三、七三九円となり、『延期願』本文中の、「利子平均一分三厘(一割三分米倉)と見積りて一カ年四千五百五十円」という数字は、笠井らが過大に申請したものと思われる。

(8) 「第二回營業報告書 明治一八年六月末」では、この間の事情について、「(会社設立時点で米倉)一ドルハ紙幣一円三十銭位ニ下落スルモノト予想シ、外国輸入品一樽ハ紙幣六円五十銭トナルヲ五十銭ノ低價ニテ六円ニハ売却

相成ノ予算ナリトシモ、豈函金紙ノ差ヲ生セザルニ至リ、本社ノ製品目今四円五十銭ニ売却スルニ至レル……」、と述べている。

(9) 「第二回營業報告書 明治一八年六月末」、および「第三回營業報告書 明治一九年六月末」の総括勘定（貸借対照表）。

(10) 同右の損益勘定（損益計算書）。

(11) 現在筆者が検討しうる資料（吉川前掲書、我妻前掲書 および我妻『土族授産史』、三笠書房、一九四三年、安藤精一「福岡県の土族授産」、宮本又次編『商品流通の史的研究』、ミネルヴァ書房、一九六七年等）には、こうした事例は記されていない。

(12) 吉川前掲書 一九九頁。

(13) 同書 一九九―二〇七頁。我妻『明治社会政策史』二二九―二四五頁。

四 土族授産金償還期限の再延期と割引償還

前述してきたように、小野田セメントは松方デフレ期と重なった苦しい創業期を財務面では政府土族授産金の寛大な対応によって切抜けていった。一方、需要開拓では神戸鉄道局を中心とした官需を独自に開拓して、会社の存続をなんとか維持していた。

さて、明治一九年（一八八六）一月、紙幣整理が完了し兌換制が開始されると、景気の回復がはかられ、セメント需要の増加傾向があらわれた。これに対して、同社も積極的な需要開拓を開始した。なかでも、国会開設に向けて国会議事堂・諸官庁の集中的建設を実現するために設置された東京臨時建築局総裁に、同社設立以来密接な関係をもつ井上馨が外務大臣兼任のうえで就任したことは、同社にとって朗報であった。このため、笠井自ら井上を頼って上京し、その需要獲得活動を開始している。この結果笠井は、東京臨時建築局需要の他にも、東海道幹線鉄道、呉・佐世保海軍鎮守府等の大需要が存在することを知り、同社に第二工場を建設し、これらの大需要獲得に万全の体制を期すことを決意したのであった。この第二工場の建設は、その建設資金七五、〇〇〇円を、これも井上総裁を兼任していた土族就産所（勸業局分裂後に設置）から借入れていたことをはじめとして、まさに井上馨の援助によって実現したといっても過言ではない。⁽⁴⁾ 第二工場の建設は翌二〇年に着工され、二二年三月に落成している。

ところで、同社は明治二一年（一八八八）八月に、同

第4表 利益処分表

	明治18年7月 # 19年6月	同19年7月 # 20年6月	同20年下半期	同21年上半期	同21年下半期
利益金	△4,096.117	4,892.748	4,370.150	11,370.540	14,063.814
(配当率)	(1%)	(3.5%)	(3.5%)	(3.5%)	(3.5%)
配当	571.500	2,000.250	2,000.250	2,000.250	2,000.250
(配当率)		(1%)		(1%)	
臨時配当		571.500		571.500	
繰越損金償却		2,320.998	2,360.900	7,186.831	—
第1創業入費償却				1,766.959	1,200.000
发起人并役員貸与					2,172.000
積立金					8,691.564

出典：「第3回—第7回營業報告書」。

備考：(1) 単位は円。

(2) 年度については明治20年下半期より半期制をとっているためそのまま記入した。

年七月から償還開始予定の士族授産金の償還期限を更に七年延期する許可を政府からうけていた。この再延期に関する具体的資料は残されていないが、この出願がなされたのは明治二〇年から二一年にかけてのことと推察される。ここではまず、この再延期の出願がなされた要因について考察をすすめてみよう。明治二〇、二一年頃の營業状態についてみると、前掲第2表より同社の出荷高、出荷率ともに急上昇していることが理解される。この理由は、明治一九年以来同社が必要開拓をすすめてきた東京臨時建築局、佐世保海軍鎮守府、東海道線開通を担当した神戸鉄道局等の需要を獲得したためであった。⁽⁵⁾このため、第4表に示されるように、明治二〇年六月末には設立以来はじめて利益金を計上し、翌二一年上半期には一万円台の利益金を計上するに至っていることがわかる。このように当時の營業成績は創業期に比較して好転していたといえよう。しかし、同社は明治一九年一〇月の株主総会で、同社資本金をはるかに上回る借入金をして第二工場を建設することを決議するとともに、それまでの公債出資を改めて現金出資とすることを決議していた。そのため、同社は利益処分において、出資公債の中心で

あつた七分利付公債の利子に相当する年七%の配当を確保すること、その残額は全て第二工場建設金返済のための積立金とすることを社則として決定した。ところが、前掲第4表にみるように、二〇年六月末段階では、年七%の配当半期分と臨時配当⁽⁸⁾およびそれまでの損金の償却で手いっぱい、とても借入金返済の積立金を計上できる状態ではなかった。二一年上半期になると、一万円台の利益金を計上するに至っているが、この利益処分も、七%配当と臨時配当金を確保したうえで、それまでの損金を一挙に償却し、第一創業入費⁽⁹⁾の償却を開始するにとどまっている。この償却については、同社設立から五年の間に償却することとなっていたが、⁽¹⁰⁾営業不振のために償却できずにいたのであつた。

以上、この時期同社は利益金を計上するに至つてはいるが、株主への配当確保と、それまでの損金、第一創業入費の償却に追われ、明治二二年(一八八九)一月から開始される第二工場建設資金の返済積立金は全く進んでいないという状態であつた。そのため、同二一年八月から開始される士族授産金の償還(単利として年約二、二六七円)は、できることなら延期したい状況だつたの

である。そこで、笠井は政府に対して、七年間の償還期限再延期を出願したのであろう。政府は、二一年八月三日付でこの出願を許可した。

この段階での政府の許可は、前回の『延期願』の許可に較べて、きわめて寛大な措置であつた。前回では、一〇年間の延期申請を三年に短縮して許可していたのに対して、今回はそのまま七年延期が許可されている。しかも、営業状態についてみれば、前回の創業初期の手さぐりの状態に較べ、今回は少なくとも営業利益をあげているばかりか、設備拡張さえ推進している段階であつた。同社がこうした状況にありながら、政府に対して再延期を出願できた背景には、「たとひ償還能力を持つてゐる場合においても、殆んど全く規定の償還期までに返済しな⁽¹¹⁾くともすんだ政府士族授産政策の寛大さを考慮した笠井ら経営者の判断があつたといえる。この政府の許可により、同社は二一年下半期には、配当の他に、第一創業入費の一部償却と積立金をはじめて計上できたうえで、発起人並役員賞与二、一七二円さえも支払うことができたのであつた。

さて、明治二二年（一八八九）三月、政府はそれまでの政府貸付金整理の方針を閣議決定した。その理由は、翌年末には政治形態を根本的に改変する国会が開設されることと、政府の歳入出・会計予算を拘束する会計法が実施されるためであった。⁽¹²⁾ この貸付金整理には土族授産金の整理も含まれ、同年七年には『土族勸業資本金処分内則』⁽¹³⁾（以下『処分内則』）が制定された。前年八月に償還期限の再延期許可をうけた同社にとって、この整理は突然のことであった。しかし、この『処分内則』自体は貸付金の回収を目的とするよりも、形式的に何らかのことで貸付金を整理しておくことを目的としたものであった。⁽¹⁴⁾ そのため、返納法においては、元金の大部分を棄捐する年賦一割引法⁽¹⁵⁾、あるいは事業の景況によっては全額棄捐等のきわめて寛大な処分方法が定められていた。従って、小野田セメントも同年九月に、『拝借金返納ノ件ニ付願』⁽¹⁶⁾を政府に提出し、第二工場建設費の予算超過を理由に、年賦一割引法の中で最も緩やかな返納年賦数九〇カ年による一時返納を申請した。政府は同年十二月にこの申請を許可し、九〇カ年一割引法によって、貸付金二五、〇〇〇円のうち僅か二、七七七円二五銭を一

時上納させることで貸付金の全額皆済を認めたのであった。従って、同社は土族授産金二五、〇〇〇円を九年間無利息のまま借入れ、最終的には元金の一割強を一時返納することで全額皆済とされたのであった。この一時上納によって、同社は第二工場建設資金七五、〇〇〇円の返済だけに集中することができたといえ、第一次設備拡張期に入った同社にとって政府の寛大な措置は非常に重要な意味をもったと考えられる。

なお、こうした政府の寛大な措置は、『処分内則』の方針が示すように、同社に限られた措置ではなく、全ての授産事業にわたるものであった。⁽¹⁷⁾

(1) 井田編『五〇年史』八九頁に、「製造高の大部分は神戸局納めとなり、見やうに依つては、神戸鉄道局が我社の存続を維持したと言はれないでもなかつた」と述べてあるように、明治一八、一九年の総出荷中六割強が神戸鉄道局納めであった。

(2) 村松貞次郎『お雇い外国人15―建築・土木』、鹿島出版会、一九七六年、五一―八三頁。

(3) 「第三回營業報告書 明治一九年六月末」。

(4) 第二工場建設の直接の要因となつたのは、井上が総裁をしていた東京臨時建築局の需要獲得であった。また、第二工場建設のためのドイツ人技師は外務大臣井上の名で契

約され同社に貸下げられている。この間の詳しい考察については、拙稿『小野田セメントにおける士族授産企業脱皮過程』、米川伸一・平田光弘編『企業活動の理論と歴史』、千倉書房、一九八二年刊行予定を参照されたい。

(5) 『第七回営業報告書 明治二二年下半年期』には、政府から七年間の再延期が許可されたことだけ述べてあり、出願内容、出願年月日については不明である。

(6) 『セメント製造樽数・セメント売却数附取簿』、小野田セメント株式会社所蔵、によると、明治二〇年の総出荷中、佐世保海軍鎮守府三九・五%、神戸鉄道局二〇・五%、東京臨時建築局一九・五%と、この三需要で全体の七九・五%を占めていることがわかる。また翌二一年上半期の出荷高中、この三需要が占める割合は六三・九%であった。

(7) 『第四回営業報告書 明治二〇年六月末』

(8) 臨時配当一%とは、明治一八年度(明治一七年七月一同一八年六月)、同一九年度、同二〇年度において約束されていた二・八%の配当が出現できなかったため、過去にさかのぼって年一回の配当がなされたものであった(藤津清治「設備資産と積立金(一)」、『ビジネスレビュー』、第二三巻第二号、一九七五年、四八頁)。

(9) 第一創業入費とは、同社創立に際して支出された費用をさすが、経営者および職員給料および借入金利子等が含まれており、現在の創立費とは異なる。また、第一となっているのは、第二工場建設に際して、第二創業入費なる

費目が設けられたためである(藤津同稿 四八―四九頁)。(10) 『セメント製造会社規則』、小野田セメント株式会社所蔵、第三条第五節。

(11) 我妻『明治社会政策史』、二四〇頁。

(12) 吉川前掲書、二〇〇頁。

(13) 同書、二〇一―二〇二頁所収。

(14) 同書、一九九―二〇六頁。我妻前掲書、二三九―二四五頁。

(15) 年賦一割引法とは、元金に対して一割利率を複利計算により年賦数に応じて差引く方法であり、年賦数が長くなるにつれて元金の大部分が棄捐されることとなった。

『処分内則』では、四〇年以上九〇年以下の年賦数が事業の景況に応じて割当てられる予定であった(吉川前掲書、二〇三―二〇六頁)。

(16) 和田編『五〇年史』、一〇六頁所収。

(17) 吉川前掲書、二〇六頁の試算によると、明治二二年末までに整理されずにいた士族授産金総額約四八二万円のうち約四四五万(九二・三%)が年賦一割引法あるいは金額棄捐によって、政府の損失になったとされている。

結

以上検討してきたように、我国最初の民間セメント製造企業小野田セメントにとって、会社の創立・工場建

設・創業期さらには同社発展の第一歩ともなる第二工場建設期等の各段階における政府士族授産政策の果たした役割は非常に大きなものであり、同社の企業としての基礎は士族授産政策に依存していたといっても過言ではあるまい。また、同社からみた政府士族授産政策の対応も従来の研究史が指摘してきたように極めて寛大なものであった。しかし、同社に対する政府士族授産政策の対応の中心は、士族授産金貸付けの寛大な運用と、それにもなう技術指導であり、企業の再生産の基盤である需要開拓に対する政策的対応の事実ではなかった。とくに、セメント製造業のような移植された産業部門の民業創始者が直面する最大の課題は需要の開拓であり、それに対する政策的対応を欠いていた政府士族授産政策が同社のその後の発展をも保証する一義的契機ということはできない。むしろ、士族授産政策によって創業期の基礎を固めた同社が、明治二〇年代に入って成立してくる日本資本主義市場において如何に需要を獲得し、企業発展の契機を把えていくのかはこれからの課題なのである。⁽²⁾

(1) 大江志乃夫『日本の産業革命』、岩波書店、一九七五年、一七二頁。

(2) したがって、同社がその後発展し今日まで存続していることを理由に、同社を士族授産企業としての所謂「成功例」と断定したり、あるいは政府士族授産政策の成否を決定することはできない。企業をとりまく発展あるいは破綻の要因は複雑かつ多元的であり、士族授産政策を含む殖産興業政策等の上からの動向ばかりでなく、そうした政策に対応する産業資本自体の個別具体的研究が必要となっていることは言うまでもない。そうした個別研究の積重ねによって諸要因の意義および位置関係が明確となり、企業の実像が具体的な姿をもつに至るといえる。

その意味で、本稿は政府士族授産政策と小野田セメントとの関連のみを扱った基礎的な作業であり、今後更なる研究の深化によって、同政策と同社の関係が同社発展の諸要因の中でもう一度相対的に再確認されなければなるまい。なお、次の課題として、政府士族授産政策によって創業期の基礎を固めた同社が、明治二〇年代に如何に需要の開拓をすすめる、企業発展の契機を把えていったかについては、前掲の拙稿「小野田セメントにおける士族授産企業脱皮過程」を併読されたい。